

造紙工 組長

宿壇乙八

坂口 寅三郎

杉本 勝信 局長

北山 重雄 局長
上野 定光 局長

回覧

一、軍需ニ依ル解雇者其ノ他ノ日業ト同ニ支給スルコト
 一、退職者其ノ内ニ於テ此ノ日業アリシハ此ノ日業ニ依リ支給スルコト
 一、本年内ニテ絶對ニ解雇セザルコト
 一、如何ナル場合モ元日既ニ去職スル際ニ於テ此ノ日業アリ
 就業スル者カシハ此ノコト

以上

職工 例 二 回 要 本 案

一、軍需ニ依リ職工ヲ解雇スル場合ニ於テハ若川及
 浦崎ノ造紙所ノ解雇者其ノ内ニ於テ此ノ日業アリ
 一、高年者ニ依リ支給セシメ度キコト
 一、爲死ニ於テ本年内ニ解雇セズル者ノ解雇時
 リ先ニ元日既ニ去職スル者ノ解雇者ニ依リ
 支給スルコト

以上